

行田羽生資源環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則

令和4年4月1日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、行田羽生資源環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和4年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、条例で定めるもののほか行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（平成7年行田市規則第6号）の例による。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。